

診断書(成年後見制度用)

(裏面ご参照)

京都家庭裁判所提出用

1	氏名 <span style="float: right;">男・女</span> 生年月日 <span style="float: right;">明・大・昭・平</span> 年 月 日生 住所
2	医学的診断 診断名  所見(現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)
3	身体の状態 <input type="checkbox"/> 植物状態である <input type="checkbox"/> 植物状態に準ずる <input type="checkbox"/> その他 日常生活の状況( <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 部分介助( ) <input type="checkbox"/> 介助無) 発語( <input type="checkbox"/> 発語不能 <input type="checkbox"/> 発語はあるが有意味言語の発語なし <input type="checkbox"/> 発語あり) <input type="checkbox"/> 特記事項 ( )
4	精神の状態 意思疎通 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 可能( <input type="checkbox"/> 言語 <input type="checkbox"/> 動作 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> その他 ) 意識障害 <input type="checkbox"/> JCS値( ) 記憶力 <input type="checkbox"/> 自己の年齢( <input type="checkbox"/> 回答不可 <input type="checkbox"/> 回答可) <input type="checkbox"/> ( ) 見当識 <input type="checkbox"/> 日時( <input type="checkbox"/> 回答不可 <input type="checkbox"/> 回答可) <input type="checkbox"/> 場所( <input type="checkbox"/> 回答不可 <input type="checkbox"/> 回答可) 計算力 <input type="checkbox"/> 計算は全くできない <input type="checkbox"/> ( ) 理解・判断力 <input type="checkbox"/> 理解不能 <input type="checkbox"/> ( ) その他 <input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="checkbox"/> ( )
5	各種検査 心理検査 <input type="checkbox"/> 知能検査 (IQ= ( )歳程度)(施行日 年 月 日) <input type="checkbox"/> HDS-R ( 点) (施行日 年 月 日) <input type="checkbox"/> MMSE ( 点) (施行日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 施行不能 画像検査 <input type="checkbox"/> CTスキャン <input type="checkbox"/> MRI (施行日 年 月 日) (検査結果 )
6	回復の可能性 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他
7	判断能力判定についての意見 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。(後見開始相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 常に援助が必要である。(保佐開始相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 援助が必要な場合がある。(補助開始相当) <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見)  判定の根拠(説明)  備考(本人以外の情報提供者など)

以上のとおり診断します。平成 年 月 日

担当診療科名

病院又は診療所の所在  
所在 〒 -

担当医師氏名

名称  
印 電話番号

記載にあたっては、以下の点にご留意ください。

- 1 診断名について  
診断名については精神上的の障がいを必ず記載してください。
- 2 理解・判断力について  
財産を処分・管理する能力を判定する観点からの「理解」力について記載してください。
- 3 判断能力判定についての意見  
裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載してください。4項目のいずれかをチェックすることもできますし、その記載を参考に個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできます。

(参考)

- ◎自己の財産を管理・処分することができない（後見開始相当）とは、  
日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度です。
- ◎自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である（保佐開始相当）とは、  
日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分ではできないという程度です。
- ◎自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある（補助開始相当）とは、  
重要な財産行為（不動産・自動車の売り買いや自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってもらった方がよい。）という程度です。
- ◎植物状態（もしくはそれに準ずる状態）について  
植物状態とは、以下の6つの症状が固定してから3か月以上が経過している状態と考えております。
  - ① 自力での移動ができない
  - ② 自力での食物の摂取ができない
  - ③ 自力で排泄ができない
  - ④ 意思疎通ができない
  - ⑤ 声は出ても、意味のある発言ができない
  - ⑥ 目で物を追ったり、認識ができない